

飯田市職員等の旅費に関する条例の制定について

1 改正の目的

国家公務員等の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うほか、国費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずるものとして、国家公務員等の旅費に関する法律等が改正され、令和7年4月1日に施行されたことを踏まえ、「飯田市職員等の旅費に関する条例」の全部改正を行う。

2 旅費の主な種目・内容

種目	内容	現行条例からの改正点等
交通費	鉄道賃 鉄道利用に要する運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金、その他付随する費用	運賃等に加え鉄道の利用に必要な費用を支給対象とする
	船賃 船舶利用に要する運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金、その他付随する費用	運賃等に加え船舶の利用に必要な費用を支給対象とする
	航空賃 航空機利用に要する運賃、座席指定料金、その他付随する費用	運賃等に加え航空機の利用に必要な費用を支給対象とする
	その他の交通費 鉄道、船舶、航空機以外の移動に要する費用 ・バス、タクシー、レンタカー代 ・移動に要する費用の算定ができない場合は1kmにつき37円	タクシー、レンタカーの利用に要する費用の支給について明記（現行は車賃）
宿泊費等	宿泊費 旅行中の宿泊に要する費用 ・上限額は、「国家公務員等の旅費支給規程」において規定する職務の級が10級以下の者（市長等は指定職職員等）に係る宿泊基準額を準用	宿泊料として定額支給していたものを都道府県ごとに上限額を定めて実費支給とする
	宿泊手当 宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用 ・「国家公務員等の旅費支給規程」において規定する宿泊手当の額	日当、日帰り加算を廃止し、宿泊を伴う出張のみに支給する手当を新設
その他	渡航雑費 海外旅行に要する雑費 ・予防接種に係る費用、旅券の交付手数料等	新設